

2015年11月5日

大和市議会議長
菊地 弘 殿

厚木基地爆音防止期成同盟
委員長 大波 修二

第四次厚木爆音訴訟原告団
団長代行 金子豊貴男

原子力空母の母港化に反対し基地のない
神奈川を目指す県央共闘会議
共同代表 高久 保

神奈川平和運動センター
代 表 福田 護

オスプレイと飛行訓練に
反対する東日本連絡会
代表世話人 湯浅 一郎

米軍機オスプレイの配備と飛行に関わる要請書

晩秋の候、貴職におかれましては、市民のいのちと暮らしを守るため日々活動されていますことに敬意を表します。

さて、米軍機垂直離着陸輸送機MV-22 オスプレイは、昨年（2014年）7月に厚木基地に初飛来以来、東・北富士演習場での訓練と称して本土に飛来し、厚木基地で機体の整備や補給、さらには基地周辺の住宅密集地上空を繰り返し旋回するとともに、タッチアンドゴーや夜間飛行訓練を繰り返すなど、本土における訓練の拠点化をはかろうとしています。

このことにより、基地周辺住民は、爆音被害の増大や墜落の危険と不安を抱えています。

国は、防衛省内に「分析評価チーム」を設置し、2012年9月、『MV-22 オスプレイの沖縄配備について』と題する文書を発表し、モロッコおよびフロリダにおけるオスプレイの墜落事故に関する日本政府独自の評価を、「機体の安全性には特段の問題はない」と結論づけました。

この評価に基づいて、2012年10月、沖縄県普天間基地にMV-22 オスプレイは配備され、そのうち本年5月12日、CV-22 オスプレイの東京都横田基地配備が報じられました。

CV-22の横田基地配備が発表されて日も経たない5月18日、ハワイでMV-22 オスプレイが墜落事故を起こし、「機体の安全性」が根本から揺らいているのは周知の事実です。

さらに、機体の安全性の懸念とともに、米軍機飛行の国内法不適用の問題があります。

米軍機は「航空特例法」により、航空法の適用を受けない特例基準で飛行しており、飛行基準のダブルスタンダードの上に、安全性に不安を持つオスプレイの飛行が増加しようとしているのです。

昨年5月28日、中国地方知事会は『住民の平穏な生活を乱す米軍機の飛行訓練への対策について』と題する声明を発し、オスプレイ等の飛行について、「自治体や地域住民に、飛行ルートなど訓練計画の内容が明らかにされないまま飛行訓練が実施されている」問題を指摘し、国に善処を求めましたが、なんら改善されていません。

以上を踏まえて、オスプレイの配備と飛行に関わって、下記の要請をいたします。格段の行動を実施されますようお願いいたします。

記

- 1) 普天間基地、横田基地への米軍機オスプレイの配備、関連基地への飛来および、施設・区域外での訓練の実施は、住民の平和で安全な生活をおびやかすものであることから、これに反対する旨の表明をおこなってください。
- 2) その際、以下の項目について、政府の見解を求めることは、地域住民の安全確保の観点からも重要であると思われるので、参考までに列記いたします。
 - ①政府は過去のオスプレイ墜落事故について調査し、その結論として「人為的ミス」との評価を下しています。しかし、その評価の後でもハワイにおける事故が発生しています。政府に事故原因を問いただすこと。また事故率算出に当たって基準の変更等が行われ、算出の信頼性が揺らいています。改めて、事故率算出の根拠を求めてください。
 - ②オスプレイの施設区域外での飛行訓練は、日本政府が地位協定上の明白な根拠を示せないまま行われています。施設・区域外でもオスプレイの訓練が可能とする、自治体が納得できる法的根拠を求めること。
 - ③オスプレイに限らず、米軍航空機の飛行計画（フライトプラン）は、飛行前に米軍から日本政府（防衛省→国交省）に提出されています。フライトプランが事前に自治体へ開示されれば、オスプレイ飛行ルートの確認等が可能となり安全対策になります。フライトプランの自治体への事前開示を求めること。

④「環境レビュー」によれば、オスプレイの着陸地は、舗装地であることが前提となっています。強力な下降気流を発生するオスプレイだからこそ必要な前提です。多くは未舗装である被災地への着陸に関して、データの公表を求めること。

⑤オスプレイのエンジン排熱に関して、「環境レビュー」は非常にわかりづらい説明に終始しています。すでにオスプレイの日本国内の離陸時（和歌山県串本町、宮城県気仙沼市）において、火災発生事故が起きている事実に鑑み、オスプレイの排熱による火災の可能性に関して、日本政府独自の検証データを求めること。

3)「通常、米軍の施設及び区域内においてのみ垂直離着陸モードで飛行」するなどを定めたオスプレイの飛行に関する日米合意(2012.9.19)が守られていない事態が多数起こっています。そのことを裏付けるように、米軍普天間基地のC・ディマース航空安全担当官は本年6月、「いかなるモードでも飛行できることが安全な飛行運用である」と発言し、日米合意で定められた制約に拘束されないことを米軍として表明しました。飛行基準に関する齟齬(そご)は大変重大な問題です。最初の日本国内配備にあたっての前提である日米合意が守られるのか否か、国に質してください。また、この合意は普天間基地以外の基地配備にも適用される基準か否か、国に質してください。

4) その上で、米軍基地の周辺各地では、夜間飛行の制限時間や飛行高度などをめぐる固有の合意が積み上げられています。これら各基地の歴史的な合意事項が、オスプレイの飛行に関する日米合意(2012.9.19)によって、後退することがあってはなりません。この点について、明確な回答を国に求めてください。

5) いくつかの自治体では、オスプレイの飛行目撃情報を市民に呼びかけています。違法な飛行を見逃さないためにも、有効な取り組みだと思われます。貴自治体におかれましても、ぜひお取り組みください。

6) 当該地方防衛局ならびに、関連米軍基地司令官へ、オスプレイの配備と飛行に、地元住民が反対していることを、繰り返しお伝えください。

以上

◆連絡・問合せ先

厚木基地爆音防止期成同盟

大和市桜森3-5-3 3F

☎046-240-7450